

平成15年9月26日
保 健 福 祉 局
(担当 長寿社会部長寿福祉課
222-3406)

配食サービス助成事業におけるモデル事業の実施について

京都市では、平成12年度より配食サービス(月～金、昼食)を実施しており、平成16年度までの5箇年計画で、利用登録者数約4,000人を目標にサービス供給量の拡大を図っているところですが、10月から新たに土・日の配食サービスをモデル事業として実施いたします。

1 モデル事業の目的

身体状況等により、現行の配食サービス(別紙参照)に加え、土・日の配食が必要な対象者に対してサービスを提供し、対象者数や実施効果等の調査を行います。

2 モデル事業の実施主体(助成先)

(福)京都市社会福祉協議会

3 モデル事業対象者

現在、本市の配食サービスの提供を受けている利用者の内、次の各号のいずれにも該当する単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯の者

- (1) 介護保険法において要介護3以上と認定され、かつ週7日の安否確認が必要な者
- (2) 身体状況等の理由により、週7日間、配食サービスあるいは公的サービス(デイサービス、ヘルパー派遣等)を受けて食事を確保する必要がある者
- (3) 介護保険料の所得段階区分が第1段階又は第2段階の者

4 モデル事業実施施設等

当面、市内5箇所の配食実施施設(別紙参照)において、合計100名を対象にモデル配食サービス(土・日の昼食)を実施します。

5 利用者負担額

1食当たり400円

6 その他

事業の詳細については、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課(222-3406)又は京都市社会福祉協議会(354-8732)までお問合せ下さい。

別紙

1 現行の配食サービスにおける利用対象者について

65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみの世帯の方で、介護保険の要介護認定において要支援・要介護と認定された方のうち、身体状況等により、自ら買い物、調理が困難な方

2 配食サービスモデル事業実施施設について

行政区	施設名
北区	原谷こぶしの里デイサービスセンター
左京区	市原寮老人デイサービスセンター
南区	吉祥ホームデイサービスセンター
右京区	健光園デイサービスセンター
伏見区	ももやまデイサービスセンター